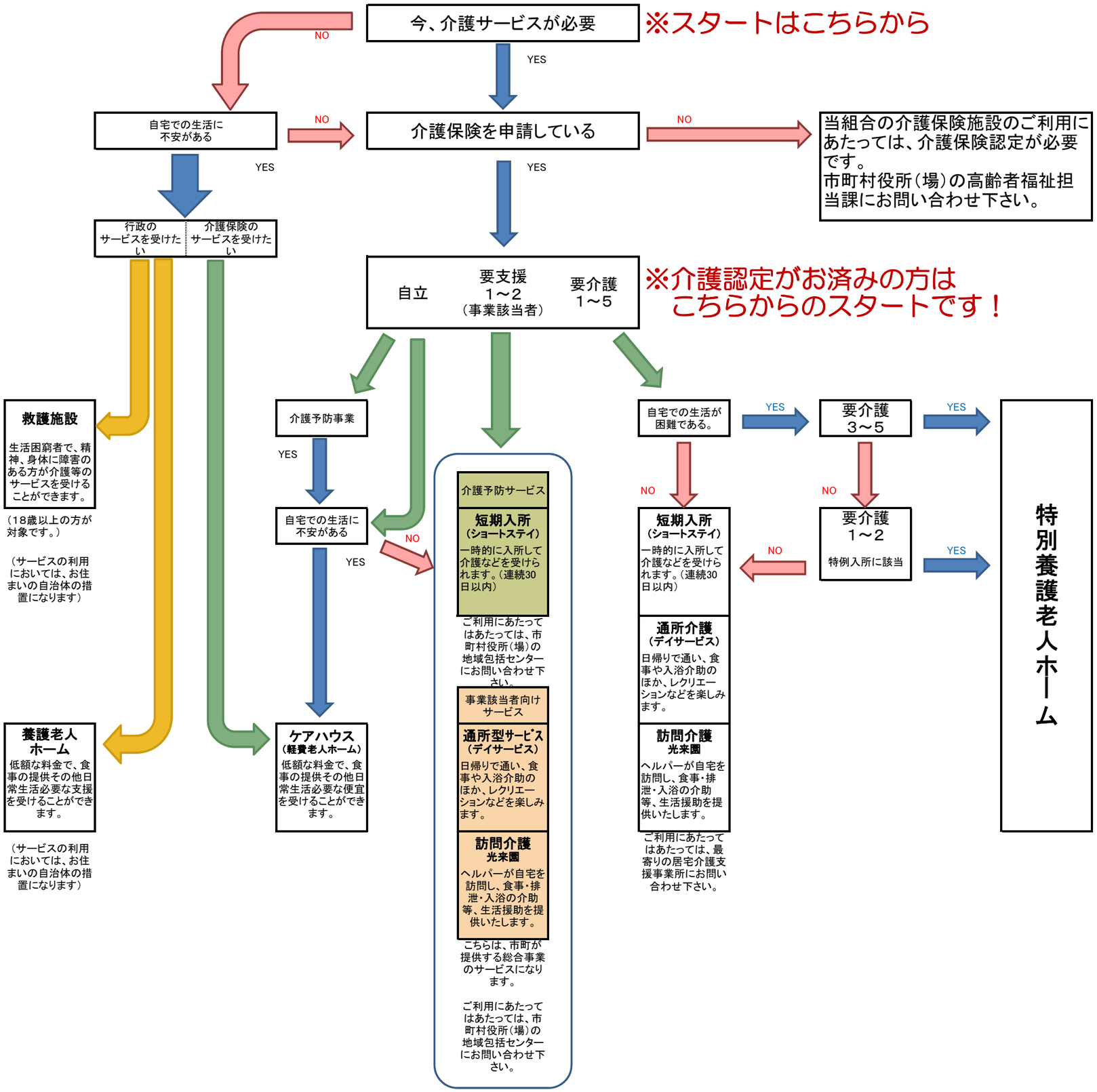
今、介護サービスが必要
※スタートはこちらから
NO
YES
自宅での生活に不安がある
NO
介護保険を申請している
NO
当組合の介護保険施設のご利用にあたっては、介護保険認定が必要です。
市町村役所（場）の高齢者福祉担当課にお問い合わせ下さい。
YES
YES
行政のサービスを受けたい
介護保険のサービスを受けたい
自立
要支援1～2（事業該当者）
要介護1～5
※介護認定がお済みの方はこちらからのスタートです！
救護施設
生活困窮者で、精神、身体に障害のある方が介護等のサービスを受けることができます。
（18歳以上の方が対象です。）
（サービスの利用においては、お住まいの自治体の措置になります）
介護予防事業
YES
自宅での生活に不安がある
NO
YES
介護予防サービス
短期入所（ショートステイ）
一時的に入所して介護などを受けられます。（連続30日以内）
ご利用にあたってはあたっては、市町村役所（場）の地域包括センターにお問い合わせ下さい。
事業該当者向けサービス
通所型サービス（デイサービス）
日帰りで通い、食事や入浴介助のほか、レクリエーションなどを楽しみます。
訪問介護 光来園
ヘルパーが自宅を訪問し、食事・排泄・入浴の介助等、生活援助を提供いたします。
こちらは、市町が提供する総合事業のサービスになります。
ご利用にあたってはあたっては、市町村役所（場）の地域包括センターにお問い合わせ下さい。
養護老人ホーム
低額な料金で、食事の提供その他日常生活必要な支援を受けることができます。
（サービスの利用においては、お住まいの自治体の措置になります）
ケアハウス（軽費老人ホーム）
低額な料金で、食事の提供その他日常生活必要な便宜を受けることができます。
自宅での生活が困難である。
YES
要介護3～5
YES
NO
NO
短期入所（ショートステイ）
一時的に入所して介護などを受けられます。（連続30日以内）
通所介護（デイサービス）
日帰りで通い、食事や入浴介助のほか、レクリエーションなどを楽しみます。
訪問介護 光来園
ヘルパーが自宅を訪問し、食事・排泄・入浴の介助等、生活援助を提供いたします。
ご利用にあたってはあたっては、最寄りの居宅介護支援事業所にお問い合わせ下さい。
NO
要介護1～2
特例入所に該当
YES
特別養護老人ホーム